

第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

(空白)

第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

7.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

本事業の実施による工事中及び存在・供用時の環境影響要因と、環境影響評価項目の組み合わせのうち、最も影響範囲が広がるものについて、その想定される影響範囲含む地域を「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」として設定した。

7.2 影響範囲の検討

本事業の実施による工事中及び存在・供用時の環境影響要因と、環境影響評価項目の組み合わせは、表4.1-2 (p.4-3参照) に示したとおりである。このうち、施設の稼働による大気質への影響及び施設の存在による景観への影響の範囲が広いと考えられることから、この影響の範囲を検討した。

7.2.1 大気汚染

大気質への影響範囲を検討するため、類似した規模の一般廃棄物処理施設の排出ガス条件を用いて、近隣の気象観測所の気象データにより大気汚染物質の拡散予測を行い、長期平均濃度を予測した。

排ガス条件設定の参考とした事例を表7.2-1に、予測条件を表7.2-2に示す。

本事業で整備予定のごみ処理施設の処理能力は最大で225t/日であり、富士吉田市環境美化センターよりも大きく、中巨摩地区広域事務組合よりも小さい。排ガス量が多く影響範囲が大きくなる中巨摩地区広域事務組合の値を予測条件とした。

大気汚染物質の地上濃度が最も高くなる距離は、対象事業実施区域から約890mの位置になると予測された。これを基に、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に、最大着地濃度の出現が予測された距離の2倍である半径1.8kmを影響範囲と想定した。

なお、山梨県及び地形条件が類似している長野県の環境影響評価条例における、ごみ処理施設の長期平均濃度予測における最大着地濃度地点の距離を表7.2-3に示す。

施設規模や煙突高さは異なるものの、最大着地濃度地点の出現距離は400mから1kmの範囲と予測されており、影響範囲を半径1.8kmとした今回の想定は、妥当と考えられる。

表7.2-1 排ガス条件設定の参考とした事例

項目	単位	参考とした事例	
		富士吉田市 環境美化センター ^{注1)}	中巨摩地区 広域事務組合 ^{注2)}
処理能力	t/日	170	270
炉数	炉	2	3
煙突高さ	m	59	59
湿り排ガス量	Nm ³ /h	54,500 (実測計)	113,600 (実測計)
乾き排ガス量	Nm ³ /h	45,100 (実測計)	93,800 (実測計)
排ガス温度	℃	173 (実測平均)	160 (実測平均)

注1) 出典：提供データ（令和2年度測定値）

注2) 出典：「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」（令和3年11月、山梨西部広域環境組合）

表7.2-2 予測条件

項目		内容
予測条件	計算手法	大気拡散式（プルームパフ式）を用いて年平均値を算出する手法
	気象条件	河口湖特別地域気象観測所の観測値 （2022年1月1日～12月31日の風向・風速） 甲府気象台の観測値 （2022年1月1日～12月31日の日射量）
	排ガス条件	中巨摩地区広域事務組合清掃センター焼却処理施設（270t/日）の排ガス条件 煙突高さ：59m 湿り排ガス量：113,600 Nm ³ /h 乾き排ガス量：93,800 Nm ³ /h 排ガス温度：160℃
予測結果		最大着地濃度距離 約 890m

出典：「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」（令和3年11月、山梨西部広域環境組合）

表7.2-3 環境影響評価における最大着地濃度地点の距離（長期平均濃度）

地域	事業者	最大着地濃度地点の距離（m）	処理能力、煙突高さ
山梨県	甲府・峡東地域 ごみ処理施設事務組合他 ^{注1)}	600～630m	369t/日 煙突高さ59～100m
長野県	上伊那広域連合 ^{注2)}	約1km	134t/日 煙突高さ59m
	湖周行政事務組合 ^{注3)}	400m	134t/日 煙突高さ59m
	穂高広域施設組合 ^{注4)}	620m	120t/日 煙突高さ59m
	長野広域連合 （A焼却施設） ^{注5)}	約800m	450t/日 煙突高さ80m
	長野広域連合 （B焼却施設） ^{注6)}	650m	100t/日 煙突高さ59m
	佐久市・北佐久郡 環境施設組合 ^{注7)}	550m ^{注8)}	110t/日 煙突高さ45m

注1) 出典：「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 補正評価書」（平成24年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合・山梨県市町村総合事務組合・笛吹市）

注2) 出典：「新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価書」（平成25年4月、上伊那広域連合）

注3) 出典：「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価書」（平成25年11月、湖周行政事務組合）

注4) 出典：「穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価書」（平成30年2月、穂高広域施設組合）

注5) 出典：「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」（平成24年2月、長野広域連合）

注6) 出典：「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」（平成27年4月、長野広域連合）

注7) 出典：「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価書」（平成27年4月、佐久市・北佐久郡環境施設組合）

注8) 最大着地濃度地点の距離は記載がなかったため、予測結果の図より読み取った。

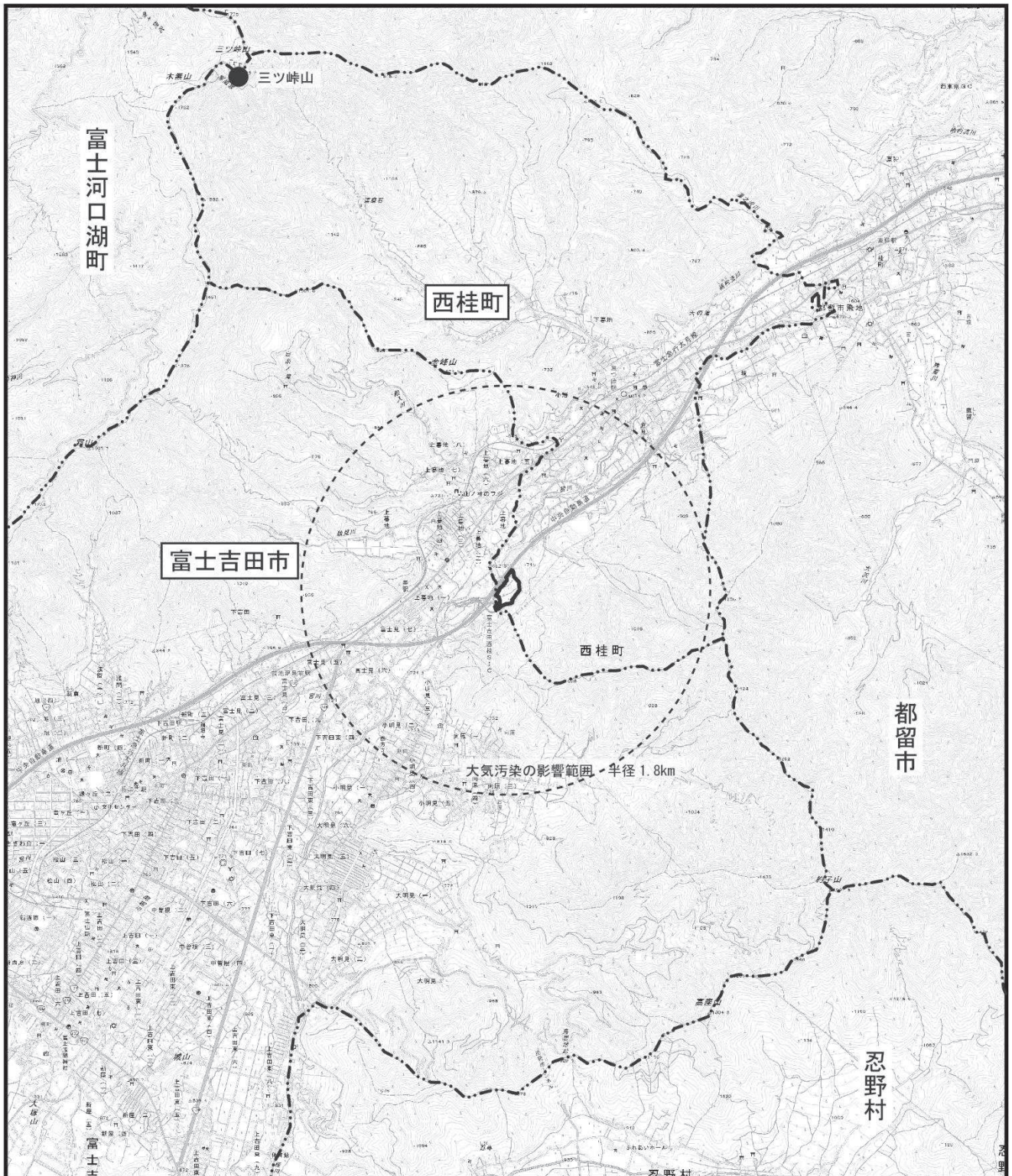
7.2.2 景観

本事業の実施により、施設の存在が景観に影響を及ぼすと想定される場所のうち、最も遠い地点は対象事業実施区域の北北西約5.1kmの距離にある三ツ峠山山頂である。

7.3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

影響範囲を検討した結果、大気汚染では半径1.8kmを影響範囲とし、景観では三ツ峠山山頂までの範囲を影響範囲とする。

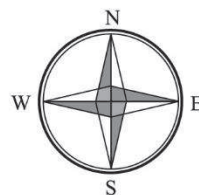
以上を踏まえ、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、対象事業実施区域から半径1.8km及び三ツ峠山山頂を含む範囲に位置する、西桂町、富士吉田市とした。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 大気汚染の影響範囲
- 景観への影響が及ぶ最も遠い地点

図7.3-1 関係地域の範囲



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。